

第187回宮城県都市計画審議会

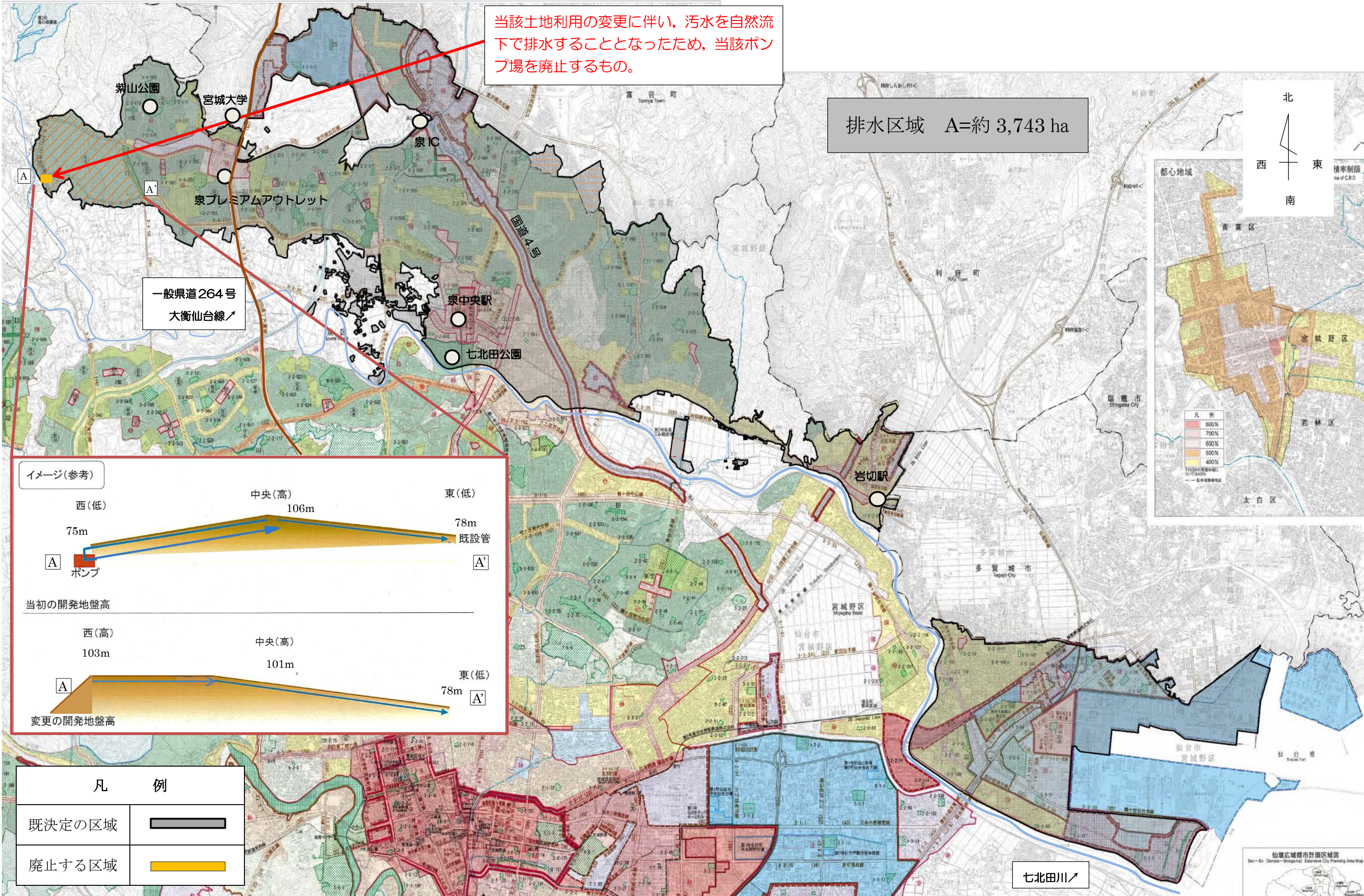
参 考 資 料

- 議案第2345号 仙塩広域都市計画下水道の変更について（仙台市） …… 1
- 議案第2346号 特殊建築物の敷地の位置について（白石市） …………… 2
- 議案第2347号 特殊建築物の敷地の位置について（岩沼市） …………… 3

平成29年10月

宮城県都市計画審議会

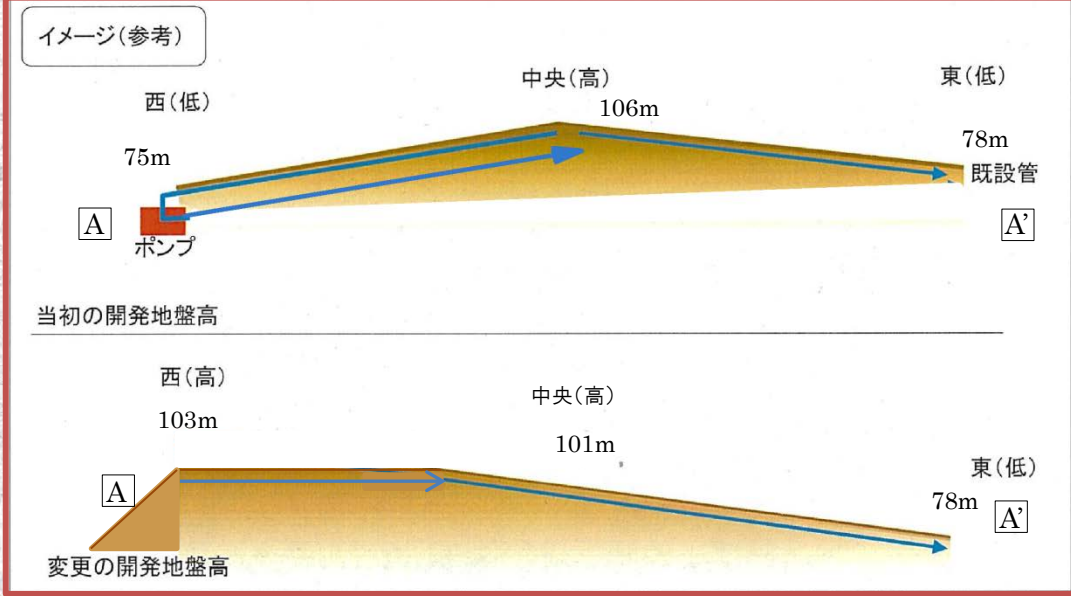
仙塩流域関連公共下水道（污水）



当該土地利用の変更に伴い、汚水を自然流下で排水することとなったため、当該ポンプ場を廃止するもの。

排水区域 A=約 3,743 ha

一般県道264号
大衡仙台線



凡	例
既決定の区域	
廃止する区域	

仙塩広域都市計画下水道の変更（仙台市）

建築基準法第51条の審査基準等チェックシート(処理施設)

申請者名: 仙周工業株式会社

	条 件	判 定	備 考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画に支障ない旨の市町村長の意見が付されている	適・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適/否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適/否	
	4 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合		
	①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている	適・否	
	②住居系の用途地域から100m以上離れている	適・否	
	5 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている	適・否	
	6 医療施設(病院等)から100m以上離れている	適・否	
搬出入道路等	7 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている	適・否	
	8 主たる搬出入口は幅員6m以上の道路に面している (開発許可が必要な場合はその技術基準を満足している)	適・否	
	9 主たる搬出入道路は通学路と重複しない (通学路と重複する場合は歩道等の設置等安全が確保されている)	適・否	
	10 主な幹線道路からの搬出入経路は十分な幅員を有する (施設の規模、交通量に応じる)	適・否	
産業廃棄物処理施設 生活環境影響調査項目 (廃掃法第15条第3項)	11 飛散防止対策をしている	適・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	適・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている	適/否	
	14 悪臭防止対策をしている	適/否	
住民説明会	15 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条)	適・否	

※「廃掃法」…産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)

※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)

建築基準法第51条の審査基準等チェックシート(処理施設)

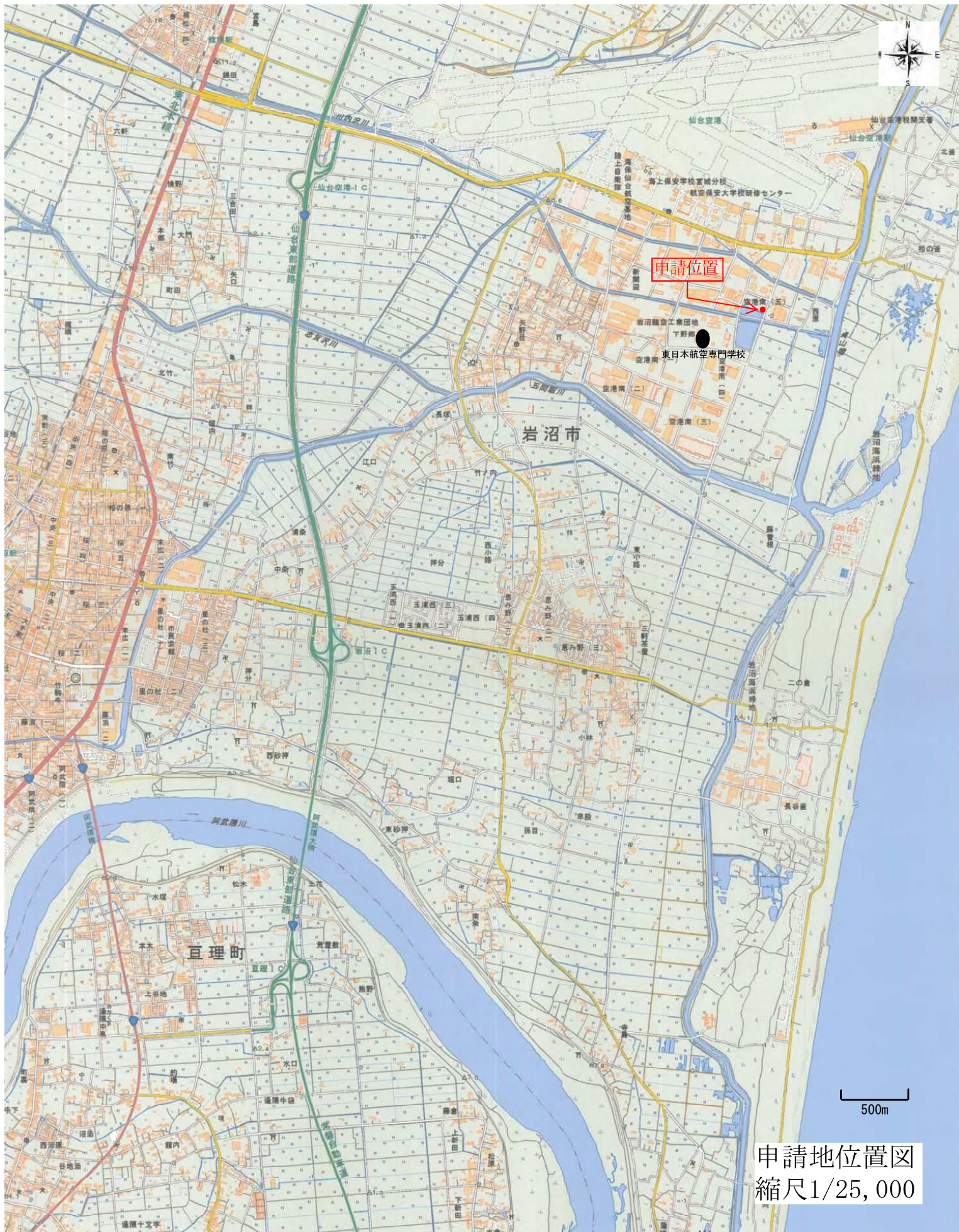
申請者名: 株式会社イーストコア

	条 件	判 定	備 考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画に支障ない旨の市町村長の意見が付されている	適・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適・否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適/否	
	4 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合		
	①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている	適/否	
	②住居系の用途地域から100m以上離れている	適/否	
	5 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている	適・否	
	6 医療施設(病院等)から100m以上離れている	適・否	
搬出入道路等	7 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている	適・否	
	8 主たる搬出入口は幅員6m以上の道路に面している (開発許可が必要な場合はその技術基準を満足している)	適・否	
	9 主たる搬出入道路は通学路と重複しない (通学路と重複する場合は歩道等の設置等安全が確保されている)	適・否	
	10 主な幹線道路からの搬出入経路は十分な幅員を有する (施設の規模、交通量に応じる)	適・否	
産業廃棄物処理施設 生活環境影響調査項目 (廃掃法第15条第3項)	11 飛散防止対策をしている	適・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	適・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている	適/否	
	14 悪臭防止対策をしている	適/否	
住民説明会	15 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条)	適・否	

※「廃掃法」…産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)

※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)



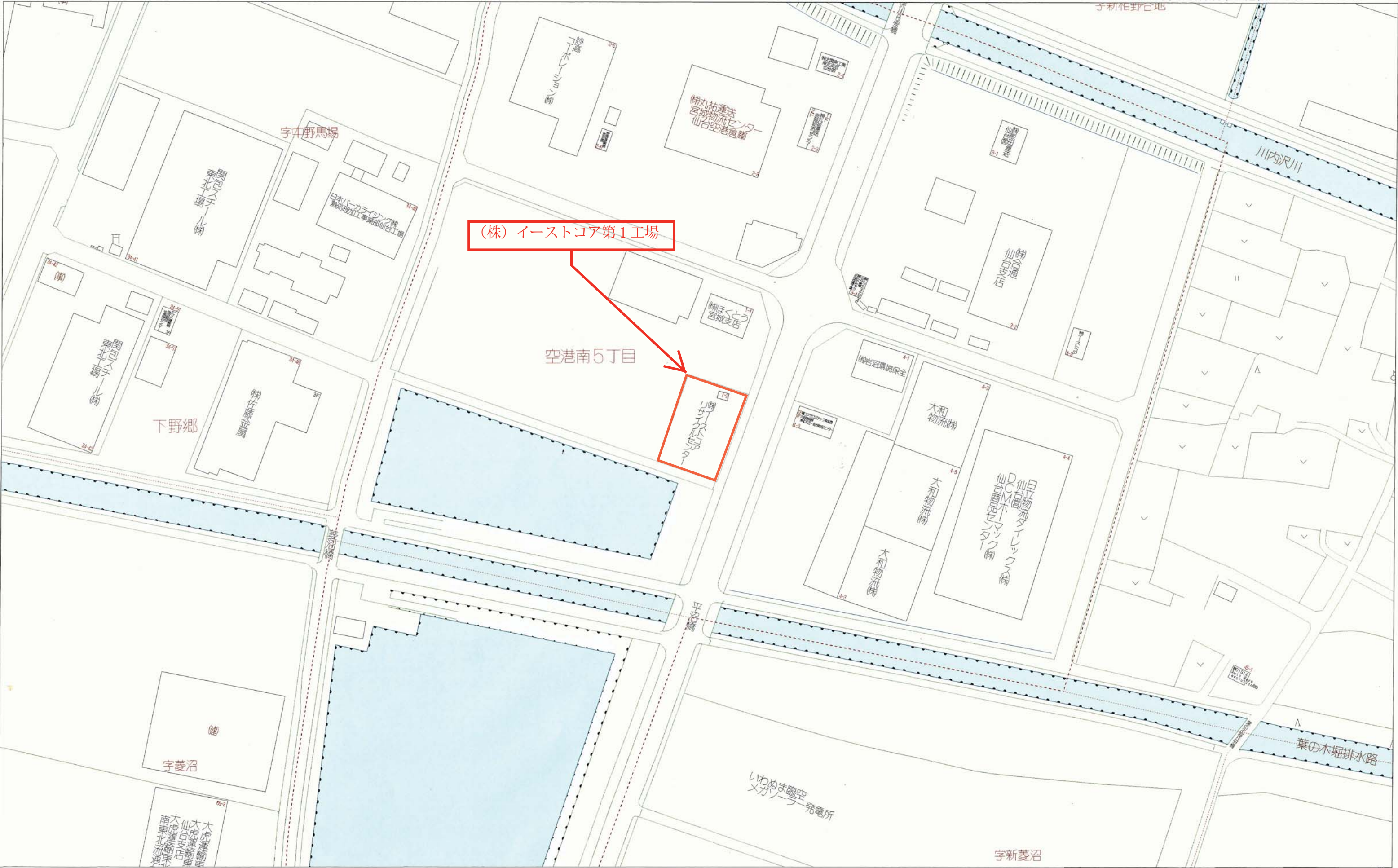
申請地位置図
縮尺1/25,000

子利和野台地

川内沢川

(株) イーストコア第1工場

空港南5丁目



下野郷

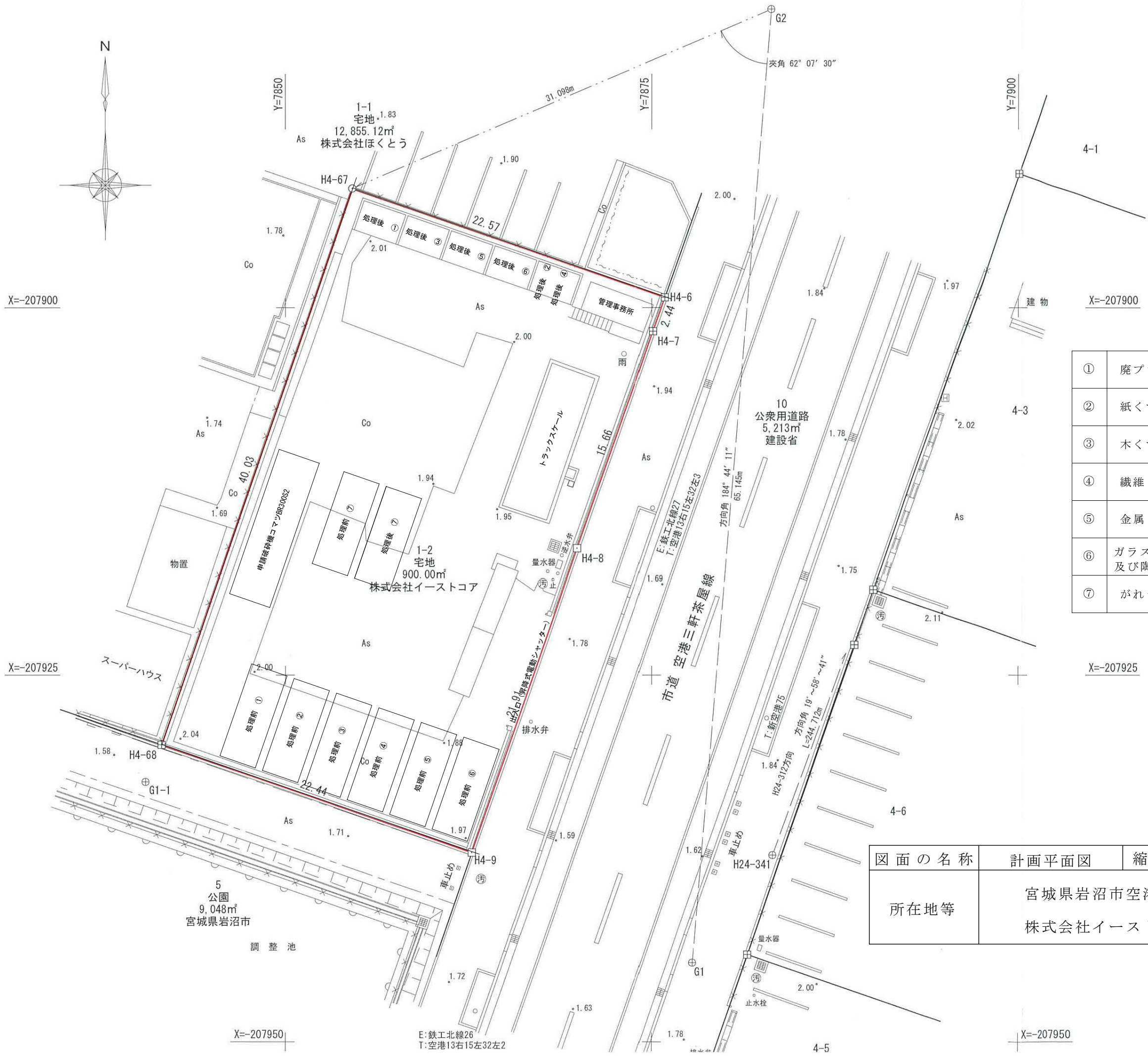
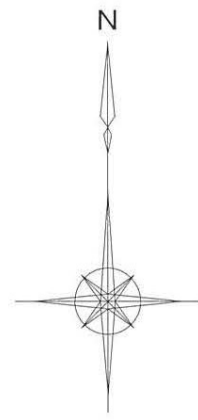
字菱沼

字新菱沼

葉の木堀排水路

いわぬま臨空
メガソーラー発電所





①	廃プラスチック類
②	紙くず
③	木くず
④	繊維くず
⑤	金属くず
⑥	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず
⑦	がれき類

図面の名称	計画平面図	縮尺	1:250
所在地等	宮城県岩沼市空港南5丁目1番2 株式会社イーストコア 第1工場		